

昭和39年8月10日 発行
第104号
東頸城郡松代町公民館
館長 富沢 清次
電話 松代 6番
印刷 松代印刷所

町内子ども会発足す

町ぐるみの運動として

かねて町教育委員会、町PTA連絡協議会の計画であった。地域ぐるみの子ども会が、今回各学校区を中心にPTA、児童委員の協力と、進んでの計画参加により発足することになった。

「現代っ子」といわれる子ども達は現在いろいろな面で批判され問題視している。又我が町自身にとってみても、年々人口の減少する折柄、又「町づくり村づくり」のスローガンをかかげている現状より次代を担うこれ等子ども達の善導こそ大きな仕事であることを考えて、広く全町運動として取上げられたものである。学校計画とPTA計画の中でこの事が討議され研究されたことに大いなる感謝を表すと共に、今後のより良い指導を期待して止まない。尙この問題が来る九月一日、町内全PTA大会に取上げられ、再度根本的に討議研究される予定である。

地域自身の持つ問題点と、子ども自身の問題点が、この組織の中で大きくのび、地についた活動が展開される日も、けっして遠くはないだろう。尙その趣旨と方法は次の通りである。

1 趣旨 地域における子ども達に明るく楽しい生活指導を行い、心身共に健全なる子どもを育成し、進んで地域社会への働きかけが出来る人間性の育成をはかる。

2 方法

蒲生家庭教育学級 …… < > …… 文部省指定となる

- (1) 小学生、中学生一体の組織を作り自らの計画にもとずいて、より良い校外での活動を行う。
- (2) 各部落の生活、補導委員学校の生活指導員は常に子ども会の健全な運営に助言を与え、指導を行う。
- (3) PTA、児童委員はそれらの人々に進んで協力し、子ども会の育成をはかる。

予て文部省において、子どもの家庭教育の重要性を説き、町内においても、その必要性が論ぜられてきたが、今般県下各市町村に一ヶ校（小学校を中心として）を指定し、全県下各校の設置への第一歩をふみ出した。家庭教育は学童のみが対象というものではけっしてなく、〇才より二十才までの子どもの問題点をとらえ、家庭における役割りと、両親を中心とする幅広い教育の分野を確実に身につけ、万全をきそうというものである。当町においては、本年度、蒲生小学校がこの指定を受け、母親を中心として両親、祖母を加えた組織を作り、先にたてられた年間計画書にもとずき、学習を展開することになった。

この学級が町内のモデルケースとして、問題の多い子ども達の家庭教育を、いかにして両親の学習の場で表わしていくかを見守もろう。文部省が示した開設要項は次の通りである。

1 趣旨 家庭教育の重要性にかんがみ、両親等に対する家庭教育に関する学習の機会を拡充するために、市町村における家庭教育学級の開設を助成する。

2 開設者 町村教育委員会とする

2 参加対象 両親またはそれにかわる年長者および家庭教育に関心をもつ一般人とする。

なお主要により父親、母親未婚の男女、祖父母等それぞれを主とする編成も考えられる。

4 学習内容 家庭教育に関するものであること。

たとえば、家庭の機能と教育的役割、子どもの発達段階と性格形成、よい習慣の形成（しつけの問題）など、必要により参加対象に応じ、幼児教育を主とするもの、青年期に関するもの等も考えられる。

などのものである。これを基本として蒲生家庭教育学級の年間計画がたてられた。



松代町を襲う



新潟地震の恐怖まださめやらぬ七月七日より十日間以上にわたり県下最高降雨量を含めた大雨のため松代町は、町内各所に大きな被害を被った。町内各所の橋は危険状態となり、学校の登、下校にも大きな支障をきたすにいたった。町当局はこれが対策に懸命をつく

し、町議会においても、特別予算を計上した。尙この雨は県下各地にも大きな爪趾を残して十九日、ようやく去ったが、各関係者の努力と協力によって復興事業も着々と進んでいる。
尙被害の明細は別表の地域の通りである。

(土木課)

被害状況一覽表

番号	路線名及び名称	所在地	工種	区分
1	室野山平線	蒲生	道路	欠壊
2	小池石畑線	小池	"	"
3	黒姫松代線	小寺	"	"
4	田野倉石畑儀明線	小寺	"	"
5	同上	誠訪	"	"
6	青梨線	儀明	"	欠壊
7	松代田野倉線	松代	"	崩土
8	針の倉線	松代	"	"
9	田野倉筋平小貫線	あざみ	"	"
10	儀明木和田原線	木和田	"	石積
11	名ヶ山坪野線	海老山	"	崩土
12	片桐山樽沢線	片桐	"	欠壊
13	田野倉石畑儀明線	寺田	"	欠壊
14	同上	石畑	"	"
15	儀明小池田野倉線	名蒲	"	"
16	蒲生池尻線	蒲生	暗道	矢壊
17	田野倉筋平小貫線	あざみ	"	流欠
18	松代海老東山線	松屋	"	"
19	小屋丸山口線	小丸	"	"
20	あざみ平分校	あざみ	敷用	崩壊
21	蒲生水	蒲生	水池	欠壊

青年学級

新しい姿で出発す

年々減少をみる在町青少年の後、中等教育のための青年学級が、今までのままの形態で運営されてよいかどうか、早くから議論されてきた。今年度初めより、このことについて、各関係者と度々協議を重ねてきたが、減少するこの層の現実に早急に対策をたてなければならず、前に今年度青年学級運営方針をうち出した。

級は分級又は分校活動として存続し、それぞれの計画をたてることになった。又各学級は各講師団を選び、内容ある学習へとふみ出した。尙学級の主事はそれぞれ中学校長が任命され、卒業生であるこれら青少年の、自己確立と、地域への働きかけを身につけるべき方針をたて、計画書を作成された新しい方向づけとしこの今年度の学級運営が、いわゆる実のあるものであることに多くの期待をかけるものである。



……県税の納入に……
……ついでのお願い……

納税者のみなさん
個人事業税第一期の納期がまいりました。例年のとおり、納税通知書が八月中旬お手元に届きます今年も八月三十一日までにお忘れなく納税通知書に記載されている各種金融機関に納入して下さい昭和三十九年八月
高田財務事務所

……安塚税務署が……
……統合になります……

ながい間お世話になりましたがかねて新聞などによってご承知のように、去る七月十五日から、安塚税務署は高田税務署(高田市西城三、電話四一七一)に統合されました。
このため、皆さまのご要望もいろいろご不便をいくらかでも少なくしたいと考えて、当分の間次のように措置することになりましたから、ご了承のうえ今後ともよろしくお願ひします。

- 高田税務署安塚分室の設置
現庁舎を分室として職員五名が常駐し、納税相談、申告、申請等の事務を行なっておりますので、従来どおりお気軽にご来署願います。ただし、現金の收受等は行ないませんので、ご了承ください。
- 所得税確定申告時期の納税相談
常駐者のほか、高田税務署から担当者が派遣されます。
- 「税の相談日」の開設
適当な日を選んで、高田税務署の幹部職員が出張して、特にご相談に応じます。

松平二十五万石 大名行列

大々名まかり通る

観音祭りの中口、二十日の真昼時、昔ながらの大名行列が、舗装なった松代本町通りの国道を演技よろしく堂々とまかり通った。松代の観音祭りも近在の部落が同調して祭りをするようになり、又祭りが一緒でない部落でも観音祭りだけは、仕事を休んで松代へ出てみようという人がふえて、最近では松代の祭りから、松代町の祭りに移り代るうとしていているようである。

今年には長雨になやまされ、この分では？と関係者を心配させたが幸い二十日には朝方の霧雨模様も次第に晴れ上がり大名行列の出る頃は、天もこれを見ようとしてか不思議にもさすがの長雨もからりと上り絶好の祭り日和となった。今回の大名行列は、今より約三百余年前元和五年松平伊予守忠昌公が、高田二十五万石の城主となった時、代々の祈願所であった、松亭大権現（松亭神社、上杉謙信公が奉納した刀剣等宝物があり、現在は県立自然公園に指定）に就任のあいさつに参拝された時の行列を模したもので、徳川直系の大名とあって行列には、露払、金紋

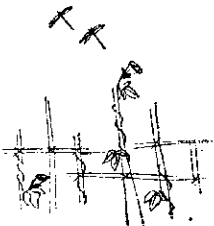
先箱、毛槍等の奴を始め、官公庁等職場の代表、松代区長、同区協議員等の供侍、隣組代表の旗本、青年会に一般者も加わって役者は超豪華版、堂々九十名近い行列に妙令？の腰元を従えた当日の殿様町長さんも御満悦。天候にも恵まれ、人出はざっと六千人（警察調）という近年まれの賑やかさだった。地元祭り関係者では、この大名行列を一つの名物として毎年行いたいと言っている。

写真【上】

二十五万石の大守
柳町長の殿様ぶり

写真【下】

おともは毛槍のひげ
奴



△蒲生地区▽

鳥獣保護区に指定される

今回、蒲生、小池、田之倉、名平を含めた地域一帯が、野鳥保護を主とする鳥獣保護区に指定された。

尚指定要項は次の通りである。

- 1 指定 松代町蒲生地区を中心とする一帯
- 2 指定内容 野鳥愛護林たる保護区に指定
- 3 管理 山平中学校
- 4 細目
 - ①その趣旨を中学、小学校の生徒、児童によくしらしめ且一般者にもその事を徹底させる
 - ②森林の伐採の制限は現在考えていない
 - ③猟は制限をうける
いずれの場合でも特別な許可なければ厳禁である。
尚害ある獣（野兎など）が著しく繁殖した場合には知事に申請なし、許可を受けて後、初めて猟が出来る
 - ④尚期限は十年間とする。
 - ⑤管理の学校は巣箱、給餌設備をはかり、その実態をしらべる。
 - ⑥一般者もこれに協力する様PRにつとめる。

みんなで子どもを水から守ろう

- ◎水泳の時期です。
危険のないよう、水から子どもを守りましょう。
- ◎きめられた場所以外では泳がないようにしましょう。
- ◎係りの人の指示に従って楽しく泳ぐ様にいたしましょう。



産業

「農産構造改善事業計画地域」に指定されました。

農業は外の産業、例えば工場や会社との所得の差が大きすぎるのでこれをそれら他産業並みに引き上げようとする

躍進する松代町 農業構造改善計画地域に指定される

「農産構造改善事業計画地域」に指定されました。農業の構造改善というものは、今の松代町では、このまゝ続けて行けば生活は益々苦しくなっていくばかりで、「ここで何とかしなければならぬ」と誰もが考えていることだと思えます。松代町では、その方法をみんな考えて新しい山村農業のあり方をみつけ、少しでもそれに近づけるためにいろいろの事業をやってみたいと思

い、国にお願いしたところ此の度許可になったわけでは、農業の近代化をやる方法は沢山あると思えますが今考えられることは、

農道をつくってどの田にも機械が入られるようにする。小さな田は出来るだけ大きくして畦塗りの手間を省くようにする。何ヶ所にも別れている作場

を交換し合って二、三ヶ所にとめる。用排水施設を作って乾田化したり水の心配のないようにする。

例えば沢の下に溜池を作ってここから山の上の方へ機械で水を揚げて天水田をなくする。又、田の方で省けた手間で共同で畜舎を建て、牛を二、三十頭飼いで仔取りと肥育で収益をあげる。又、二、三町歩の桑園を作って共同で蚕を飼って収益をあげる。或は田の方で浮いた労力で賃金収入を求め等、その家に依っているいろいろの方法があると考えられます。

夢の様だと言われるかも知れないが、田打ちは半分不耕起とし、田植えは全部、直播、除草は薬剤で行い、稲刈りはコンバイン、コンバインの入れない所は稲刈機、生脱穀して乾燥、穀のまゝ組合の倉庫に入れる。稲架も作らなくていいし、白しきもしないでいい時代が来る。いやこのうち相当部分が今既に実用に入っている。

然しこれらの事は、一人の力ではどうにもなりません。この不便な土地柄に生れた私達はお互に共同してこの仕事をすゝめて行かなければなりません。

さて、こうした事業をやるために共同（十人以上止むを得ない時は五人以上）で行う仕事については五割の補助金を、又農家が負担しなければならぬ金の八割まで安い利子の金を貸そうということとです。松代町に交付される補助金の予定が約四千万円、貸しつけられる金の予定が三千万円となつて居ります。これを三ヶ年で事業を行うわけでは、

この恵まれない土地に育ち、この土地を愛している私達が他の何所にも負けない、近代化された山村農業をつくりあげて行くためにお互いに考え、お互いに話し合つて少しづつでもその方向に近づいて行きたいと思つて居ります。役場では今年いっぱいかかっていろいろの調査をし来年中には計画を纏めたいと考えておりますので何分の農家の方々の御協力をお

ねがい致します。

(産業課)



こんなことは

やめましょう

お盆がやってまいりました。飲酒の機会が多くなり、街に大ドラの姿が多く見られるようになり、通行人からみついたり夜おそく大声を発して街を歩いたりして他人に迷惑をかけるものがあります。そこでこんなことはやめていただくように注意いたしましょう。

◎酔っているによる迷惑行為（酔っていして粗暴な言動をするもの）

一、公共の場所の迷惑行為

※公共の場所又はのり物において公衆に迷惑をかけるような著しく粗暴な言動をしたものは酔っている者規制法により、拘留又は科料に処せられることがあります。

二、からみ、つきまとい

※他人の道路に立ちふさがり、もしくは、その身邊に群がって立ちのこうとせず、又は不安や迷惑を覚えさせるような仕方、他人につきまとい等々の行為は、酔っている者規制法又は軽犯罪法で拘留又は科料に処せられます。

三、器物損壊

※器物に乱暴したり、いたずらをしてこわした時は、刑法により三年以下の懲役、罰金科料に処せられることがあります。又二人以上での行為は暴力行為法で処せられることがあります。

四、道路にすわり込んだり、ふらつく行為

※道路にすわり込み公衆に迷惑をかける粗暴なことをしたり道路にふらつき公衆に迷惑をかける粗暴な行為は道路交通法や酔っている者規制法により三万円以下の罰金又は拘留科料に処せられる事があります。